【研究論文】

厳罰意識の構造

西岡 暁廣 NISHIOKA Akihiro

1 はじめに

1.1 本稿の目的

本稿の目的は、犯罪者は厳しく罰しなければならないという「厳罰意識」の構造を解明することである。

ひとたび凄惨な事件が起きると、しばしば世論は犯人に対する怒りに沸き立つ。インターネット上の掲示板では炎上的な加害者バッシングが行われ、厳罰が妥当だと断言するブログ記事などが多数投稿される。光市母子殺人事件では、加害者のみならず弁護団にも多数の誹謗中傷の手紙やファックスが送られた。その中には剃刀が封入されている苛烈極まるものもあったという(齊藤 2012)。

この世論の激しい厳罰的感情は、司法制度に関する専門的な議論とは明らかに異質なものである。確かに世論の厳罰的主張には激情的な犯罪者の糾弾だけでなく、「少年であっても凶悪犯罪には死刑が課せられるべき」や「刑罰が甘いと犯罪が増える」といった具合に、刑罰や法に関する意見が付随する。だがそれは司法について十分に知識を集め、じっくり考えた末での意見だろうか。度々起こる厳罰的世論の燃えるような高揚を見る限り、それは表層的な「思考」よりも深層的な「感情」に由来するものだと考えた方が自然である。本稿ではその厳罰意識を生み出す深層的な意識要因について、計量データの分析とデュルケムの刑罰理論を用いて考察する。

2 刑罰意識の構造

2.1 刑罰に関わる諸意識と厳罰意識

(1) 厳罰的諸意識の指標

本稿で使用するデータは 2012 年に同志社大学 社会学部の学生を対象に行った調査票調査による ものである。有効回答数は 301 で、回答者は性別 で見ると男性 138 人、女性 163 人、また学年別で は 1 回生 173 人、2 回生 50 人、3 回生 32 人、4 回生以上 44 人(無回答・指定外 2 人)という構 成になっている。

規模の小さな学生データでは分析に信頼性が無いと思われるかもしれない。しかし本稿の目的は正確な数値を算出することではなく、厳罰意識を理解するための考え方の枠組みを仮説として提示することである。本稿で提示する仮説が他の大規模調査データでも再現可能かなどの検証は別の機会に譲る。

初めに本稿の主題である厳罰意識の指標を提示しよう。まず厳罰意識の中核的感情を測る変数として、「犯罪者には必ず厳しい刑罰を与えるべきだ」を用いる」。加えて2つ、「死刑賛成度」と「残酷刑志向」を厳罰意識の周辺的意識として扱う。死刑は日本において最も重い刑罰であるため、「死刑賛成度」は厳罰意識に類するものだと言えるだろう。変数は、「死刑の廃止」への賛成度を「1 賛成」「2 やや賛成」「3 どちらでもない」「4 やや反対」「5 反対」の5段階の値で尋ねたものを用いる。これは「死刑の廃止」に反対、つまり死刑に賛成であるほど点数が大きくな

っているため、そのまま「死刑賛成度」として扱うことができる。「残酷刑志向」は、刑罰の方法的な厳しさに注目した厳罰意識の1種である。変数は、「銃殺刑や斬首刑など、絞首刑より重い刑罰があってもよい」を用いる。混乱を防ぐため、以降、「厳罰意識」「死刑賛成度」「残酷刑志向」という3つの意識を総称するときは「厳罰的諸意識」と呼ぶことにする。

(2) 刑罰に関わる諸意識と厳罰意識の関係

使用する調査には厳罰意識として挙げた3つの変数以外にも、犯罪や刑罰に関わる様々な意識を測る変数が含まれている。それらは、「ささいな迷惑行為も見逃さないことが大切だ」「今日の社会には、より厳しい法律が必要である」「どんな悪事にも、やむにやまれぬ相応の事情はある」「死刑の執行に一般人も立ち会えるようにしたほうがよい」「犯罪者個人の情報について、マスコミはどんどん報道すべきだ」に対する賛否、並びに「刑務所への慰問活動」に対する参加意欲、といったものである。本稿ではこれらの雑多な意識変数を総称して「刑罰意識」と呼ぶ。

当然厳しい刑罰意識を持つ者ほど、「厳罰意識」「死刑賛成度」「残酷刑志向」という厳罰的諸意識 も高くなるはずであろう。まず、そのことを確認 してみよう。

表1からは予測通り、刑罰意識が厳しくなるほど3つの厳罰的諸意識は高くなるという全体的な傾向が読み取れる。しかし各刑罰意識を個別的に

見てみると、関係している厳罰的諸意識(「厳罰 意識」「死刑賛成度」「残酷刑志向」)に違いがあ ることもわかる。厳罰的諸意識から見る場合、各 刑罰意識は一枚岩的なものではないようなのであ る。

2.2 刑罰意識の3要素

厳罰的諸意識を様々な刑罰意識との関係から考えるにあたって、まずは刑罰意識を構造的に整理する必要がある。一般に、刑罰に関する厳しい意見は高い規律意識の現れであると一元的に考えられがちである。しかし厳罰的諸意識との関わり方を見ただけでも、各刑罰意識それぞれに差異があることは確認できた。この結果は刑罰意識を理解するためには多元的な整理が必要であることを示唆している。

そこで刑罰意識について因子分析を行い、いくつかの意味的なまとまりに分類してみよう。表2の分析結果を見ると、刑罰意識群からは3つの因子が抽出できることが分かる。よって刑罰意識は、少なくとも3つの独立した要素から構成されるものとして考えることができる。この点をより詳細に検討することで、刑罰意識の理解を一元的な規律意識論から一歩進めることができるはずだ。では各因子が刑罰意識の中のどのような要素を表しているのか順に見てみよう。

第1因子に強く関わるのは、「死刑の執行に一 般人も立ち会えるようにしたほうがよい」と「犯

八1 川副忠誠と歌副り語忠	南 段		
	厳罰意識	死刑賛成度	残酷刑志向
ささいな迷惑行為も見逃さないことが大切だ	0.238**	0.027	0.098*
今日の社会には、より厳しい法律が必要である	0.567**	0.204**	0.323**
どんな悪事にも、やむにやまれぬ相応の事情はある	-0.113*	-0.224**	0.108*
死刑の執行に一般人も立ち会えるようにしたほうがよい	0.074	-0.120**	0.530**
犯罪者個人の情報について、マスコミはどんどん報道すべきだ	0.394**	0.076	0.560**
刑務所への慰問活動	-0.062	-0.223**	0.192**

表1 刑罰意識と厳罰的諸意識

^{**(}p<0.05), *(p<0.10)

表 2 刑罰意識の主成分分析

	熱狂的要素	規律的要素	排斥的要素
死刑の執行に一般人も立ち会えるようにしたほうがよい	0.819	-0.054	0.214
犯罪者個人の情報について、マスコミはどんどん報道すべきだ	0.787	0.305	-0.100
ささいな迷惑行為も見逃さないことが大切だ	-0.039	0.843	0.069
今日の社会には、より厳しい法律が必要である	0.242	0.773	-0.050
どんな悪事にも、やむにやまれぬ相応の事情はある	-0.118	-0.001	0.832
刑務所への慰問活動	0.267	0.023	0.708
固有值	1.436	1.405	1.256
寄与率	23.93	23.42	20.94

主成分法 バリマックス回転後

罪者個人の情報について、マスコミはどんどん報道すべきだ」という、刑罰や犯罪について公開を求める意識である。第2因子には、「ささいな迷惑行為も見逃さないことが大切だ」と「今日の社会には、より厳しい法律が必要である」という、厳格な規律を求める意識が強く関係している。そして第3因子には、「どんな悪事にも、やむにやまれぬ相応の事情はある」と「刑務所への慰問活動」への参加意欲という、犯罪者を理解し支援しようという意識が強く関係している。

2.3 規律的要素

一般的に考えられているような規律意識と刑罰 意識の関係は第2因子に現れている。強く負荷し ているのは、「ささいな迷惑行為も見逃さないこ とが大切だ」と「今日の社会には、より厳しい法 律が必要である」であり、この因子は法秩序を厳 格に守ろうとする意識を表すものだと分かる。こ の因子を刑罰意識の規律的要素としよう。確かに 規律的要素は刑罰意識に関係しているようだ。し かし規律的要素はあくまで刑罰意識の1要素なの であり、これで全てを説明することはできない。

2.4 排斥的要素

厳しい刑罰を求める者の意見の中には、「罪を

犯した者に人権などない」というような犯罪者を 見放す意見が度々見られるが、この意識を表して いるのが第3因子である。第3因子と関係が強い 変数は、「どんな悪事にも、やむにやまれぬ相応 の事情はある」と「刑務所への慰問活動」の参加 意欲の2つである。これらは犯罪に対して理解し ようとする姿勢を持っているか、また服役中の犯 罪者を支援したいと思うか、という意識を測るも のだ。つまり第3因子は犯罪に対する理解や受容 の程度を示す指標なのである。ただしこの因子は 犯罪者に対する「受容度の高さ」を測るものとなっており、「厳しさ」とは逆を向いている。そこ で正負を反転させ、「犯罪に対する理解や受容を 拒絶する意識」に作り変え、これを排斥的要素と 呼ぼう。

この要素が独立した因子として抽出できたということは、排斥的要素は必ずしも規律的要素に付随するものではないということである。「秩序を守るためなら犯罪者など容赦なく処刑してしまえばよい」というような意見は単一の意識から生じているように見える。しかし実は高い規律的要素と高い排斥的要素の組み合わせによって成り立っている可能性もあるのだ。

2.5 熱狂的要素

残る第1因子と強い関係を持つ変数は、「死刑の執行に一般人も立ち会えるようにしたほうがよい」「犯罪者個人の情報について、マスコミはどんどん報道すべきだ」の2つである。これらは刑罰や犯罪についての公開性を求める意識だが、この因子をここでは熱狂的要素と呼びたい。後の分析でこれが熱狂的騒動を求める意識を表していることを確認していくが、ここでは刑罰の公開と熱狂的興奮の関係性についての理論的背景について述べておこう。

前近代社会における刑罰の多くは広場などで人々に公開され、刑が執行される度に多くの人々が見物に来ていた。公開刑は人々にひと時の熱狂的興奮を与える見世物になっていたのである。この観衆の熱狂状態は、デュルケムの社会理論における集合的沸騰に通じるものと考えられる。集合的沸騰とは熱狂的な集団的行為であり、デュルケムはこれを社会的連帯の根源となる心的エネルギーを生み出すものと考えた(Durkheim 1912 = 2005)。つまり前近代社会に見られる公開処刑は、観衆に集合的沸騰の機会を提供し、社会的連帯を高める働きを担っていたと考えることができる。

では現代日本の刑罰において、その働きはどうなったのだろうか。刑罰は公開されず、それが集合的沸騰を引き起こすことはもはやない。しかし犯罪に対する人々の好奇の目は健在である。大きな事件が起きるとマスメディアはこぞって大々的に取り上げ、週刊誌は事件関係者の私生活を暴く。それらが主に満足させるのは、まさしく視聴者や読者の野次馬的好奇心である。その野次馬的好奇心はかつて人々の足を処刑場に向かわせた心情と何の違いがあるだろう。現代の刑罰意識にも、公開処刑への関心と共通する意識が含まれているのである。

3 刑罰意識3要素と様々な社会意識

3.1 刑罰意識3要素の背後にある諸意識

前節では因子分析によって、刑罰に関する様々な意識から規律的要素・排斥的要素・熱狂的要素という3つの要素を抽出した。ここからは因子得点を各要素のスコアとして用い、分析を進める。刑罰意識3要素と厳罰的諸意識の関係を見る前に、まずは刑罰意識3要素と様々な社会意識の関係を確認し、各要素の根底にある心情について考察する。その上で厳罰的諸意識との関係を分析すれば、厳罰的諸意識と刑罰意識3要素の関係だけでなく、それらを生み出す様々な社会意識まで含めた全体の構造が明らかになるだろう。

3.2 刑罰意識3要素と共感性

(1) 被害者への共感性

被害者、加害者など、犯罪に関わる人々の誰に 共感するかによって犯罪に対する意識は変わって くる。加害者に共感し、その境遇を憐れむような 人は、加害者に対する意識は寛容なものになるだ ろう。一方で、加害者に寛容な意見を述べた人に 対して、「被害者の気持ちを考えろ」と反論され る場面もよく目にする。これは被害者への共感と 結びついた加害者への非寛容である。そこで刑罰 意識の3要素と共感性の関係を見てみよう。

まずは被害者への共感性について分析する。被害者への共感性は「犯罪被害にあった人のことを 思うと、いたたまれなくなる」という項目を用い て測る。

表3は、刑罰意識の3要素についてそれぞれ値 の高い者と低い者に分け、被害者への共感性の平 均値を比較したものである。表からは、規律、排 斥、熱狂というすべての要素が被害者への共感に 関わっているわけではないことがわかる。被害者 への共感性と有意な関係をもっているのは規律的

表 3 被害者への共感性の平均比較

		被害者へ	の共感性
		平均值	有意確率
規律的要素	高低	4.257 3.875	0.000
排斥的要素	高 低	4.014 4.118	0.313
熱狂的要素	高 低	4.042 4.090	0.638

表 4 加害者への共感性の平均比較

		加害者へ	の共感性
		平均值	有意確率
規律的要素	高低	3.010 3.720	0.000
排斥的要素	高低	3.100 3.630	0.000
熱狂的要素	高低	3.040 3.690	0.000

要素のみであり、規律的要素が高い者のほうが被 害者への共感は高くなっている。

(2) 加害者への共感性

次に加害者への共感性について分析する。加害者への共感性を測る変数には、「凶悪犯罪者の気持ちなど、考える必要はない」という項目を用いる。

表 4 は刑罰意識 3 要素の高低で、加害者への共 感性の平均値を比較したものである。

すべての要素において、「高」のグループの方が加害者への共感性は低くなっている。厳格な規律を求める意識も、犯罪への理解を拒絶する意識も、刑罰に熱狂的興奮を求める意識も、加害者への共感性に対しては共通して負の関係を持っていることが確認できる。

(3) 一般的な共感性

次は被害者や加害者という刑罰意識に近い水準 の意識を越えて、もう少し一般的な共感性に注目

表 5 一般的共感性の平均比較

		一般的	な共感性
	•	平均	有意確率
規律的要素	高低	3.917 3.576	0.006
排斥的要素	高低	3.597 3.896	0.017
熱狂的要素	高低	3.764 3.729	0.782

表 6 刑罰意識 3 要素と共感の関係

	規律的要素	排斥的要素	熱狂的要素
被害者への共感	+	0	0
加害者への共感	_	_	_
一般的な共感	+	_	0

してみよう。ここでは共感性の指標として、「戦争のニュースを見ると、その国の住民や子どもたちのことが心配になる」という変数を用いる。これは想定する共感の対象が遠く離れた外国の人々であるという点で、先ほどの被害者への共感性よりも漠然とした一般的共感性を測る変数であると言える。

表5は刑罰意識3要素の高低で一般的な共感性の平均値を比較した表である。表からは、規律的要素と排斥的要素が一般的な共感性と関係していることがわかる。ただし、この関係は逆方向を向いている。規律的要素が高い者は一般的共感性も高くなるが、排斥的要素の高い者は逆に低くなるのである。

(4) 共感性との関係から見る3要素の特徴

表 6 は、刑罰意識 3 要素と被害者への共感性、加害者への共感性、一般的な共感性の関係をまとめたものである。「+」は正の関係を、「-」は負の関係を、「0」は関係が見られなかったことを表している。

規律的要素の高い者は、被害者に対しては共感

的で、加害者に対しては非共感的である。被害者への思いやりと加害者への厳しさが結びついたこの規律的要素は、刑罰意識と聞いて一般に思い浮かぶ像に近いものだと言える。近年日本では被害者への共感性が重要視されているように思われる。2008年、刑事裁判に被害者参加制度が導入され、司法の場において被害者が一定の発言権を得たことはそのことの現れだと言えるだろう²⁾。分析結果から見て、この被害者への共感性の高まりを後押ししているのは規律的要素であり、規律的要素もまた近年高まっているものと考えられる。

また規律的要素は被害者だけでなく、より一般的な他者に対しての共感性にも正の関係を持っている。規律的要素の高い者は「規律から逸脱しない限りは」他者に対して高い共感性を持っているのである。そのことから規律的要素の基本的な方向性を読み取ることができる。規律的要素は厳しい規則を敷いて厳格に秩序を守ろうとする意識である。その厳しさは他者一般への思いやりと結びついたものであり、人々が安心して暮らせる社会を志向する意識なのだと考えられる。そして例外的に、社会秩序を脅かす者に対してのみ非共感的になるのである。

一方排斥的要素は規律的要素と異なる特徴を持

っている。加害者に対して非共感的であることは 共通しているが、規律的要素とは違い被害者に対 する共感性とは関係が見られない。そして一般的 な他者に対する共感性に至っては、排斥的要素が 高い者ほど低くなっている。排斥的要素が加害者 のみならず他者一般への非共感性に結びついてい るという点は注目に値する。犯罪者への理解や共 感を拒絶し排除しようとするこの要素に関わる意 識は、他者への根本的な非共感性に起因している と考えられるのである。

熱狂的要素に関しては、加害者への非共感性以外の性質をこの分析からは見出すことができなかった。この要素は、被害者への共感にも結びついていないし、一般的共感とも結びついていない。

3.3 刑罰意識3要素と他者関係意識

前項の分析から、犯罪とは直接関わらない一般 的な人々への共感性が一部刑罰意識に影響を与え ていることが分かった。では共感性以外の他者と の関係に関わる意識も、何らかの形で刑罰意識と 関係しているのではないだろうか。そこで他者と の関係における様々な意識と刑罰意識3要素の関 係性について分析する。

表7は様々な他者関係意識と刑罰意識3要素の 相関行列である。「人の役に立てるような人間に

		規律的要素	排斥的要素	熱狂的要素
承認欲求	人の役に立てるような人間になりたい	0.163**	-0.104*	-0.103*
	多くの人に自分の能力や成果を認められたい	0.204**	-0.116**	-0.064
攻撃性	気に入らないことがあると、よく人や物にあたってしまう	0.207**	0.005	0.067
	人に嫌なことをされたら、やり返さないと気がすまない	0.112*	-0.008	0.281**
不信感	何か自分に困ったことが起こったとき、見ず知らずの人が助 けてくれることはない	0.135**	0.038	0.200**
	仮に自分が罪を犯したら、周りからはきっと見捨てられる	0.190**	-0.004	0.076
	結局のところ。頼れるのは自分自身だけだ	0.183**	-0.066	0.127**

表 7 刑罰意識 3 要素と他者関係意識の相関行列

^{**(}p<0.05), *(p<0.10)

なりたい」と「多くの人に自分の能力や成果を認められたい」は承認欲求についての変数である。「気に入らないことがあると、よく人や物にあたってしまう」と「人に嫌なことをされたら、やり返さないと気がすまない」は心の余裕の無さ、攻撃性を表している。「何か自分に困ったことが起こったとき、見ず知らずの人が助けてくれることはない」、「仮に自分が罪を犯したら、周りからはきっと見捨てられる」、「結局のところ、頼れるのは自分自身だけだ」は他者に対する不信感を測る変数である。

まずは規律的要素について見ていこう。規律的要素は承認欲求、攻撃性、不信感と正の相関を持っている。規律的要素と承認欲求の正の相関からは、規律的要素の基礎にある社会志向が読み取れる。厳しい規律を求める意識は、その規律によって守られる社会を大切に思っていてこそ生まれるものだろう。この社会を大切に思う意識の一端が、承認欲求として括った2変数との関係に表れているのである。

では社会性という観点からはネガティブな意識である攻撃性、不信感との正の相関はどのように説明できるだろうか。これらの意識は、規律的要素の「厳しさ」の部分に結びついているのだと考えられる。厳しい規則によって秩序を維持しようとする意識の根底には、規則が無ければ秩序を維持できないという他者への不信感と、規則にそぐわないものを許せないという攻撃性があるのだ。

次に排斥的要素についてだが、排斥的要素と関係が見られたのは承認欲求のみであった。排斥的要素と承認欲求の間には、規律的要素の場合とは逆に負の相関がみられる。このことから、まさに規律的要素とは反対に、排斥的要素の基礎には社会性を拒絶するような意識があるのだと考えられる。犯罪者に対する排斥意識の根底には、全ての社会関係、全ての他者に対する排斥意識があるの

ではないか。

最後に熱狂的要素について。熱狂的要素と他者 との関係の繋がり方として、集合的沸騰と集団生 活の関係性から2つのパターンが思いつく。1つ 目は、普段から集団生活に参与しており、集合的 沸騰を日常的に経験しているため、それを愛好し ているパターン。2つ目は、普段の生活の中に集 団との繋がりが乏しいために、沈滞した精神に活 力を補うためそれを欲しているパターンである。 分析結果を見ると、熱狂的要素はどちらかと言え ば2つ目のパターンに近いことがわかる。まず攻 撃性や不信感との正の相関から、熱狂的要素はあ まり良好ではない人間関係と結びついた意識であ るということが分かる。また承認欲求との負の相 関から、熱狂的要素は他者と関わることに対する 消極性と結びついていることも読み取れる。よっ て現代の刑罰に熱狂的興奮を求める意識は、社会 的連帯を求める意識ではないと言える。これは逆 に、集団生活を回避することによって不足した心 的エネルギーの代替を、極端な刺激的騒動に求め る意識なのではないだろうか。

3.4 社会参加意識

これまでの分析で、ぼんやりとではあるが刑罰 意識3要素の基礎にある意識が分かってきた。次 は各要素と、これまで見たものより具体性の高い 社会意識、様々な社会的活動に対する参加意識と の関係を見てみよう。そこには各要素の特徴が明 確に表れている。

表8は刑罰意識3要素と様々な社会的活動への 参加意識の相関行列である。

規律的要素と関連がみられた項目は「災害被災地の復興活動」「老人ホームでの手伝い」「障害者施設での手伝い」というボランティア活動と聞いて一般的に思い浮かぶようなものであり、全て正の相関であった。この結果から、規律的要素が単

20 //14/2/2/2/	711 - 1 - 21 - 21 - 21 - 21 - 21 - 21 -		
	規律的要素	排斥的要素	熱狂的要素
災害被災地の復興活動	0.148**	-0.234**	0.067
老人ホームでの手伝い	0.155**	-0.359**	0.009
障害者施設での手伝い	0.189**	-0.383**	0.049
ホームレスへの炊き出し活動	0.041	-0.515**	0.154**
関心のある問題についてのデモ	0.094	-0.322**	0.228**

表 8 刑罰意識 3 要素と社会参加意識の相関行列

にルールを厳しくしようとするものではなく、社会を大切に思い、より良いものにしたいという意識と繋がっていることがよく分かる。しかし同じボランティア活動でも「ホームレスへの炊き出し活動」については有意な関係が見られなかった。これは規律的要素の、「守るべき社会秩序からはみ出した者」への厳しさが反映されているのではないだろうか。

排斥的要素には、すべての社会参加意識と負の 相関を持つという非常に極端な性質が見られる。 この関係は、これまでの分析から得られた排斥的 要素の傾向をさらに裏付けるものである。すなわ ち、犯罪者という反社会的対象に対する排斥的態 度は、実は社会全般に対する排斥的態度と結びつ いているのである。

熱狂的要素はいくつかの社会参加意識と正の相 関関係を持っているが、その参加対象は規律的要素とは全く異なっている。熱狂的要素と関係が見られた参加対象は、ホームレスへの支援やデモという「日常性」から外れた事柄のみなのである。シュプレヒコールを上げるデモ隊の行進はまさに熱狂的である。このことから、熱狂的要素を構成する刑罰の公開性を求める意識が、非日常的な刺激を求める意識であることがよく分かるだろう。加えてこの分析からは、騒動を求める対象は刑罰に限定されず、無差別なものであるということも読み取れる。

3.5 刑罰意識3要素の基底的心情

(1) 規律的要素

表9は刑罰意識3要素とここまで見てきた様々な変数との関係をまとめた表である。「+」は正の関係を、「-」は負の関係を、「0」は関係が見られなかったことを表している。様々な意識との関わりから、刑罰意識3要素がどのようなものかその基底となる心情について総括する。

まずは規律的要素についてまとめよう。

規律的要素はより厳格な法規範を求める意識として抽出したものである。何のために厳しい規律を求めるのかといえば、それは当然ながら社会を大切に思い、それを守ろうとするからである。そのことは一般的な他者への共感、承認欲求、社会参加意識との正の関係から分かる。

しかし規律的要素は単に社会性の高い意識だというわけではない。この意識の高い者は、被害者、さらには一般的な他者に対して高い共感性を持ちながら、加害者には非共感的であった。ま

表9 刑罰意識3要素と様々な意識の関係

	規律的要素	排斥的要素	熱狂的要素
被害者への共感	+	0	0
加害者への共感	_	_	_
一般的な共感	+	-	0
承認欲求	+	-	_
攻撃性	+	0	+
不信感	+	0	+
社会参加意識	+	-	+

^{**(}p<0.05), *(p<0.10)

た、この意識は被災地支援、老人ホーム支援、障害者施設支援への参加意識と正の相関をもちつつも、ホームレス支援への参加意識には何の関係も示さなかった。共通するのは、大切な守るべき社会秩序の内部にいる者への優しさと、そこから少しでも外れた者への冷淡さである。

この2面性は他者関係意識の分析結果から説明できる。規律的要素は承認欲求と正の相関を持ちながら、その一方では攻撃性や不信感とも正の相関を持っていた。もし基本的に他者を信頼している人ならば、社会秩序を守るためには厳しい規則が不可欠であるという発想には至らないだろう。そのような人は、規則が緩くても、人々の誠実さによってきっと秩序は守られると信じるはずだ。それが信じられないからこそ、大切な社会を守るために厳しい規則を求め、そこから外れるものを厳しく取り締まろうとするのである。この不信感から生じる規律への厳しさは、多くの見知らぬ人と関わらざるを得ない現代都市社会に必然的に付随するものである。

犯罪学者ニルス・クリスティが著書の中で取り上げているある事例は、その現代都市社会に表れた規律的要素の姿をありありと描き出している(Christic 2004 = 2006)。

舞台はとある公園と、それを囲むようにして建っている2棟のアパートである。一方はすべての整った現代風のアパートで、これを「完成住宅」と呼ぶ。もう一方は建築業者が破産して、欠陥だらけのまま放置されてしまったアパートで、これを「欠陥住宅」と呼ぶ。建築業者の破産前に前払いを済ませてしまった「欠陥住宅」の住人達は、補修や建築業者に対する訴訟のため協力し合い、互いに親睦を深めていた。

1人の男が公園にやってきた。[…] まず 1 本、続いて 1本とビールを飲み干し、独り言を いっているが、まもなく集まってきた子供たち に話しかける。小さな観客を喜ばそうと、男は 話し、歌う。

しばらくすると男は立ち上がり、茂みの方へいき、ズボンの前のボタンを外す。子供の中にはついていく子もいる。

[...]

この状況からは、全く異なる解釈が生まれる。「欠陥住宅」では、男は、アンナの息子ペーターだとわかっている。彼は、子供のときに事故にあって以来少々変わった行動をするようになったが、親切な人間だ。ペーターが親切だということは、真夏の日が長いのと同じくらい明白なことである。[…] 一方、「完成住宅」では状況は全く異なる。誰もこの男を知らない。見知らぬ男が子供たちに囲まれて、ペニスを露出している。この様子をバルコニーから見ていた上品な住民は慌てて警察に通報する。1件の公然わいせつ行為が公式に記録され、重大な性犯罪の一つを未然に防いだことになる。(Christie 2004 = 2006: 31-32)

地元の住民についての情報を持たない「完成住宅」の善良な住民にとって、とり得る行動は公的機関への通報しかなかったのだ。社会を大切に思うだけでは規律的要素という極端に強い意識は生じない。そこに見知らぬ人々への不信感が結びついて初めて生じるのである。

(2) 排斥的要素

排斥的要素は犯罪者に対する理解や受容を拒否する意識として抽出されたものである。この要素は、加害者への共感性、一般的な他者への共感性、承認欲求、社会参加意識と負の関係をもっている。関係しているこれらの意識は、全て他者や社会を志向するものである。このことから、排斥的要素は他者や社会との関わりを拒絶する意識で

あると言える。犯罪者への非共感という性質は規律的要素と共通しているが、その意味はまるで違う。排斥的要素は基本的性質として全ての他者に対して非共感性を持っているのであって、犯罪者への非共感はただその延長線上にあるだけなのである。

もし厳罰が高い排斥的要素を持つ者に支持されているならば、刑罰と人々の意識の間に何らかの 歪みがあることになる。それは社会を守ることを 意図した刑罰という仕組みが、社会を拒絶する意 識によって支持されているということを意味する からだ。

(3) 熱狂的要素

熱狂的要素は刑罰の公開性を求める意識として 抽出されたものであるが、それはつまり刺激的な 騒動を求める意識である。そのことは社会参加意 識の分析において、ホームレス支援とデモ活動と いう非日常的活動への参加意識のみと正の関係を 持っていたことから推察できる。

この熱狂的要素と集合的沸騰の議論の関係は一見すると少々ややこしい。集合的沸騰は理論的にはその集団の連帯を生み出すものであるが、承認欲求との負の関係や攻撃性・不信感との正の関係から考えて、この熱狂的要素は連帯を求める意識とは言い難いからだ。

しかしよくよく考えてみれば、集合的沸騰が直接に社会的連帯に結びついているわけではない。集合的沸騰に関する議論を再確認してみよう(Durkheim 1912 = 2005)。まず集合的沸騰が直接生み出すものは、心的エネルギーの大きな高揚である。ひとたび諸個人が集合すると、「集中しているということそれ自体が例外的に強力な興奮剤として働」き、「久しくは耐えられないくらい強烈な超興奮状態」に達するのである(Durkheim 1912 = 2005: 389-390)。そして心的エネルギーの次に現れるのは集団の象徴である。集合的沸騰によっ

て得られる心的エネルギーの源泉は参与している 集団そのものであるが、「われわれは、抽象的な 実体[…]を、われわれが経験する強烈な感情の 発祥地とみなすことができない」ため、それを何 らかの象徴に求める (Durkheim 1912 = 2005: 396-397)。デュルケムが観察したオーストラリアの原 始宗教トーテミズムでは、その象徴は身近な動植 物などであった。ある氏族に強烈な高揚感をもた らすものの象徴として選ばれた動植物は、その氏 族の旗印になると同時に神性を帯び、道徳的威力 を持つようになる。このようにして、集合的沸騰 から心的エネルギーをもたらした集団が尊敬すべ きものとして象徴化されたとき、その象徴の下に 社会的連帯が生まれるのである。つまり集合的沸 騰から社会的連帯に至るには、社会集団の象徴化 という過程を経なければならないのである。

刑罰意識の熱狂的要素が連帯に結びつかないのは、この象徴化の過程が欠けているためだと考えられる。社会参加意識についての分析から、熱狂的要素の無差別に非日常的なものを好む性質が明らかになっている。1つの集団に何のこだわりも持たず無差別に熱狂を求めているだけでは、特定の集団の象徴が尊敬すべきものとして内面化されることなどないだろうし、特定の集団への連帯感にも結びつかないだろう。逆に刑罰意識の熱狂的要素は、定期的な沸騰をもたらすような集団生活に参与していない者が、無差別な熱狂によって心的エネルギーの欠乏を補おうとする意識なのだとも考えられる。

4 刑罰意識 3 要素と厳罰意識・死刑賛成 度・残酷刑志向

4.1 厳罰意識

刑罰や犯罪に関わる意識の主成分分析から、刑 罰や犯罪に関係する様々な意識は規律・排斥・熱 狂という3つの要素に集約できるということが分

西岡: 厳罰意識の構造

表 10 厳罰意識についての重回帰分析

	β
規律的要素	0.460**
排斥的要素	0.181**
熱狂的要素	0.254**
調整済み R 2 乗	0.301**

^{**(}p<0.05), *(p<0.10)

かった。そして3つの要素と様々な社会意識の分析から、各要素がどのような意味を持っているのか確認することもできた。これらを踏まえた上で、現代日本の厳罰的諸意識の構造を分析する。

まずは「厳罰意識」について見てみよう。

表 10 の重回帰分析から、厳罰意識は規律的要素・熱狂的要素・排斥的要素という 3 つの要素によって高められていることが分かる。その中でも規律的要素が他の要素に比べてかなり大きな効果を持っており、高い厳罰意識は高い規律意識の現れであるという一般的なイメージは、間違いであるとは言えないことがわかる。

それだけでなく、この規律的要素の効果の高さはデュルケムの論じた刑罰原理とも合致する。デュルケムは、犯罪とは「集合意識を冒涜する行動」であり3)、刑罰はその行動への「激情的反動」であると考えた4)(Durkheim 1893 = 2012 上)。そして刑罰の機能を次のように総括する。

刑罰の真の機能は、そのすべての活力を共通 意識の中に維持することによって、社会的凝集 を完全に確保することである。犯罪にみられる 場合のように、まったく否定された共通意識 は、もし共同体の情緒的反動が失われたエネル ギーを補充しないならば、必然的にそのエネル ギーを失ってしまうであろうし、その結果とし て社会的連帯は弛緩してしまうであろう。

(Durkheim 1893 = 2012: 185)

つまり刑罰の本質的機能は、犯罪によって傷つけられた集合意識、さらには社会的連帯を回復させるための情緒的反動だということである。世論における厳罰意識は、この刑罰の原動力たる「情緒」に当たるものと考えられる。

そのことから考えると、社会を守るべき大切なものと考え、その社会の集合意識をより強く内面化している者ほど、犯罪行為に対して抱く激情はより強いものになるはずである。規律的要素はまさにそのような高い社会志向を備えた意識であり、そのため犯罪への激情である厳罰意識に対して非常に大きな効果を持っているのである。

ただし厳罰意識には排斥的要素、熱狂的要素という他の2つの要素も有意な効果を持っている。 排斥的要素も熱狂的要素も社会を守ろうとする意 識では無い。一方は全ての社会性を拒否する意識 であり、もう一方は非日常的な刺激を求める意識 である。厳罰意識の深層には、このような社会の 保護とはかけ離れた意識も潜んでいるのである。

4.2 死刑賛成度

死刑は現代日本において最も重い刑罰である。 よって死刑への賛成度は厳罰意識の類縁的意識で あると考えられる。またこの死刑賛成度は、深層 的な感情である厳罰意識と具体的な刑罰制度への 意見の接続点になるという意味でも重要である。 死刑賛成度は刑罰意識3要素から見るとどのよう な構成になっているのだろうか。

表 11 の重回帰分析から、死刑賛成度と有意な 関連をもつのは規律的要素と排斥的要素であるこ とが分かる。どちらも正の関係であり、それぞれ の要素が高いほど死刑賛成度は高くなる。効果の 大きさは排斥的要素、次いで規律的要素の順であ る。熱狂的要素には有意な効果は見られない。

死刑賛成度に対して同じ方向の効果を持つ規律 的要素と排斥的要素であるが、この2つの要素が

表 11 死刑賛成度についての重回帰分析

	β
規律的要素	0.136**
排斥的要素	0.310**
熱狂的要素	-0.015
調整済み R 2 乗	0.105**

^{**(}p<0.05), *(p<0.10)

示す特徴はまるで異なるものであった。規律的要素は社会志向の高い意識である一方、排斥的要素は社会性を拒否する意識なのである。この点においては全く逆の2要素が、死刑賛成度には共通して正の関係をもっているということは、2要素の間で死刑制度の持つ意味が異なるということである。

まず規律的要素の死刑賛成度への正の効果は、前項で述べた犯罪に対する激情の強さから説明できる。規律的要素の高い者は犯罪者に対して強い怒りを覚えやすく、その結果極刑である死刑を望むのである。死刑を廃止した国において、酷い事件が起きた際に高まる死刑復活の声5)は、主にこの規律的要素の影響によるものなのではないだろうか。

次に、死刑賛成度と最も強い関係を持っている 排斥的要素について見てみよう。排斥的要素は他 者との関係、社会との関係を拒絶するような意識 である。関係の強さから見て、現代日本の若年層 において死刑賛成度を支えている主要な意識は、 社会の保護ではなく社会の拒絶であると言える。 死刑は、犯罪者の社会復帰の道を完全に断つ排斥 のシステムである。分析結果にはこの死刑の排斥 的性質と排斥的要素の親和性が表れているのだろ う。

2010年12月に行われた内閣の「基本的法制度に関する世論調査」では、死刑存続派は58.9%、廃止派は35.0%であり、日本の世論としては存続派が多数であるという結果が出た6。これを受

けて、死刑の正当性に関する言説において、「世論の賛成」がしばしば根拠とされている。しかし、世論の死刑賛成がもしこの分析結果と同様の構造を持っているとすれば、そこには奇妙な歪みが見えてくる。本来社会を守るためにあるはずの死刑制度が社会性を拒絶する意識によって少なからぬ部分支持され、その支持を根拠に死刑制度が正当化されるということになるのだ。

ところで、『社会分業論』において何故デュル ケムが法律や刑罰について論じたかというと、そ れは「法律に社会的連帯の本質的なすべての様相 が反映されている | (Durkheim 1893 = 2012 上: 119) と考えられるからであった。つまり法律やそれに 結びついた刑罰の在り方は、その社会の連帯の在 り方と密接に結びついているのである。ならば死 刑が存在し世論もその存置を支持している日本社 会の連帯は、部分的に排斥的性質を持つものと考 えられるのではないだろうか。排斥による連帯が うまく機能する社会としては、小さな部族社会や イスラム諸国などの、成員の同質性が非常に高く 1つの確固たる規範を共有している社会が考えら れる。しかし反対に、同質性の低い多様な人々を 排斥の連帯によって結び付けようとすれば必ず無 理が生じ、多くの排斥された不幸な人々を生み出 すことになるだろう。多様な国々の同盟である EU が加入の条件として死刑の廃止を挙げている のは非常に合理的である。ますます成員が多様化 していくであろうこれからの日本社会を結ぶの に、排斥による連帯が適しているとは考えられな V27)

最後に、熱狂的要素が死刑賛成度と有意な関連をもたないのは、現代日本では死刑が熱狂を生み出すようなものではないからだと考えられる。日本における死刑は非公開でひっそりと行われ、国民には事後、執行の事実と被執行者数が知らされるに過ぎない。このような死刑では熱狂への欲求

を満足させることは出来ないため、両者の間には 関連が見られないのである。

4.3 残酷刑志向

前項では現在の日本で行われている絞首刑を前提とした死刑賛成度について分析したが、一口に死刑と言ってもその方法は地域や時代によって様々である。ここでは刑罰の方法的な厳しさに注目し、残酷刑志向について分析する。変数は「銃殺刑や斬首刑など、絞首刑より重い刑罰があってもよい」を用いる。

表 12 は残酷刑志向を従属変数とした重回帰分析の結果である。3 つの要素全てが有意な効果を持っていることが分かる。

規律的要素の残酷刑志向への正の効果は、厳罰意識や死刑賛成度への正の効果と同じく、犯罪者への激情の強さという要因がまず1つ挙げられる。ここではもう1つの要因として、規律的要素と一般予防説の親和性というものが考えられるのではないか。

規律的要素は「他者への不信感から厳しい規律を求める」意識である。一方一般予防説の発想は、「刑罰の威嚇により罪を犯そうとする者を犯罪から遠ざけることにより犯罪を防止する」(藤木 1989)というものである。両者の論理は容易に接続できる。例えば「刑罰を軽くすると犯罪が増えるのではないか」という死刑論争に付き物の意見について考えてみよう。この一般予防説に基づく意見の背後には、他者への不信感、そこから

表 12 残酷刑志向についての重回帰分析

β
0.191**
-0.140**
0.632**
0.450**

^{**(}p<0.05). *(p<0.10)

生まれる秩序維持への不安、不安を解消する方策 としての厳罰による威嚇という一連の意識が想定 できる。これが規律的要素から一般予防説への道 筋である。この道筋を辿っていくと、威嚇として 効果的な残酷刑という発想に行きつくのである。

死刑賛成度に対して強い正の効果を持っていた 排斥的要素は、残酷刑志向に対しては負の効果を もっている。これはおかしな分析結果だと思われ るかもしれないが、しかし次のように考えてみて はどうだろうか。すなわち残酷刑志向は、犯罪者 に対して積極的に関与しようとしている点で、排 斥的要素と相反する意識だということである。排 斥的要素は3要素の中で死刑賛成度と最も強い正 の関係を持っていた。それは死刑の犯罪者を排斥 する性質と、排斥的要素の他者や社会との結びつ きを排斥しようとする性質の親和性から説明でき る。排斥的要素が死刑に求めるものはあくまで犯 罪者の排斥であり、それにはひっそりといつの間 にか行われる現代日本の死刑で十分である。「ク ールに排斥する」、これが排斥的要素の本質なの である。より残酷な刑罰を求める意識は犯罪者に 対して積極的に働きかけようとする意識であり、 他者との関係性を拒絶する排斥的要素とは相反す るものと考えられるのである。

熱狂的要素は残酷刑志向に対し、他の要素の3倍以上という非常に強い正の効果を持っている。ここでようやく「死刑の執行に一般人も立ち会えるようにしたほうがよい」「犯罪者個人の情報について、マスコミはどんどん報道すべきだ」という刑罰の公開性を求める意識を中心にして作られた熱狂的要素の、熱狂的要素たる所以をはっきりと見ることができる。熱狂的要素は残酷刑志向と強固に結びつき、ここに公開処刑への志向性を再現しているのである。

公開処刑はかつて多くの社会に存在した。そこ では犯罪者の処刑によって集合意識を回復させ、 集合的沸騰を起こすことによってさらに連帯を強化するという機能を果たしていた。そのためこの公開処刑を求める意識は、かつては社会の連帯を維持するのに必要だったのである。しかし、すでに述べたように、熱狂的要素は今や社会の秩序や連帯には関わりなく、単に欠乏した精神的活力を補う刺激的騒動を求める意識に過ぎない。よって残酷な公開処刑による熱狂的興奮は、現代の日本における社会的連帯には何ら貢献するところはないと言える。

また熱狂的要素を構成する中心的変数には、「犯罪者個人の情報について、マスコミはどんどん報道すべきである」というものがある。ここから刑罰の残酷性、公開性がマスメディアによる犯罪報道とつながる。犯行がいかに凄惨なものだったか、また被害者が如何に悲しんでいるかを強調したり、ニュースキャスターが感情をあらわにして犯罪者を非難したりする報道番組を見かけるが、これらが満たすのは熱狂を求める意識である。現代日本の犯罪報道は、もはや連帯の維持機能を失った公開処刑を再現しているに過ぎないのではないか。有罪確定前の容疑者を実名報道して晒し者にする日本のマスメディアの体質は、実に象徴的である。

5 おわりに

本稿で明らかになったことは、まず刑罰意識は3つの要素に大別して考えることができるということである。規律的要素は、高い社会性を持ちながらも他者を信頼できない者の、厳しい規律のみによって社会を守ろうとする意識である。排斥的要素は、他者や社会との関わりを拒絶しようとする意識である。熱狂的要素は、集団生活から離れた者の、沈滞した精神に活力を与えるような騒動を求める意識である。そしてこれらの要素との関係から、現代日本の若年層における厳罰意識、死

刑賛成度、残酷刑志向がどのような構造で成立しているか説明することができた。

刑罰意識の規律、排斥、熱狂という3要素のうち、幸福な社会生活から生まれる意識は1つも無い。それぞれは端的に、良好な社会的連帯についての不信、拒絶、欠乏から生まれる意識であると言えよう。よって、もし日本において厳罰意識が高まっているとするならば、それは社会の連帯がうまくいっていないということを表している。

これからの社会に必要なのは、3つの要素に共通して欠如していた「加害者への共感」ではないだろうか。同質性の低い巨大な社会に必要なのは、異なる者を理解し包摂する連帯である。犯罪者ですら理解しようとする精神が浸透すれば、国境を越えた見知らぬ他者とも容易に理解し合えるのではないか。情報さえあれば理解は可能である。衝撃的な事件が起きると、マスメディアは公開処刑場と化す。しかしその一方で、加害者の生い立ちから犯行に至るまでを追った書籍8)が出版され、共感も非共感も含めて一定の反響を呼んでいる。影響力こそ一部の読者にしか及ぼさないが、これは重要な仕事である。より良い社会を目指すために、理解し共感しようとする精神を絶やしてはならない。

[注]

- 1)本稿で用いる変数は基本的に、元は「そう思う」 「当てはまる」「参加したい」などの1点から「そう思わない」「当てはまらない」「参加したくない」などの5点まで5段階の値をとっていたものを、問いの命題に対して肯定的であるほど点数が高く、否定的であるほど低くなるように反転したものである。
- 2) 刑事訴訟法第306条の33から39
- 3)「或る行動は、それが集合意識の強力な確定的な諸 状態を冒涜するとき犯罪的である」(Durkheim 1893 = 2012 上: 141)
- 4)「刑罰は、本質的には若干の行為規則を犯した社会 成員にたいし、社会が構成団体を媒介として行使

西岡:厳罰意識の構造

する段階づけられた強制をもつ激情的反動から成り立っているのである」(Durkheim 1893 = 2012 上:165)

- 5) 例えばボリビアでは 1999 年 8 月に起きた 10 歳の 少女に対する強姦殺人事件を受けて、死刑制度復 活の声が高まった (桑山 2001)。
- 6) 死刑制度に関して、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」と回答した者と、「場合によっては死刑もやむを得ない」と回答し、且つ将来について「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と回答した者の合計を「死刑廃止派」とし、
- 死刑制度に関して「場合によっては死刑もやむを 得ない」と回答し、且つ「将来も死刑を廃止しな い」と回答した者を「死刑存続派」とした。
- 7) 単純に死刑を廃止せよと主張したいわけではない。 あくまでその社会の連帯の精神が刑罰に表れるの であって、刑罰を変えれば人々の意識も簡単に変 わるということは考えにくい。
- 8) 見田宗介『まなざしの地獄』、中島岳志『秋葉原事件-加藤智大の軌跡』、池谷孝司『死刑でいいです:孤立が生んだ二つの殺人』など。

[対献]

Durkheim, Emile, 1893, *De la division du travail social*, Paris: Presses universitaires de France. (=2012, 井伊玄太郎訳『社会分業論 上・下』講談社.)

Durkheim, Emile, 1912, Les formes elementaires de la vie religieuse: le systeme totemique en australie, Paris: Presses universitaires de France. (=2005, 古野清人訳『宗教生活の原初形態(上)(下)』岩波書店.)

藤木英雄, 1989『刑法(全)』有斐閣.

池谷孝司、2013『死刑でいいです:孤立が生んだ二つの殺人』新潮社.

桑山亜也,2001「死刑廃止に向けた国際的動向1999-2000」年報死刑廃止編集委員会『終身刑を考える――年報死刑 廃止2000-2001』インパクト出版会,181-191.

見田宗介, 2008『まなざしの地獄』河出書房新社.

中島岳志, 2013『秋葉原事件 加藤智大の軌跡』朝日新聞出版.

Christie, Nils, 2004, En passende mengde kriminalitet (A Suitable Amount of Crime), Oslo: Universitetsforlaget. (= 2006, 平 松毅・寺澤比奈子訳『人が人を裁くとき』 有信堂。)

齊藤潤一監督,2012『死刑弁護人』(ドキュメンタリ映画),東海テレビ放送,97 分.